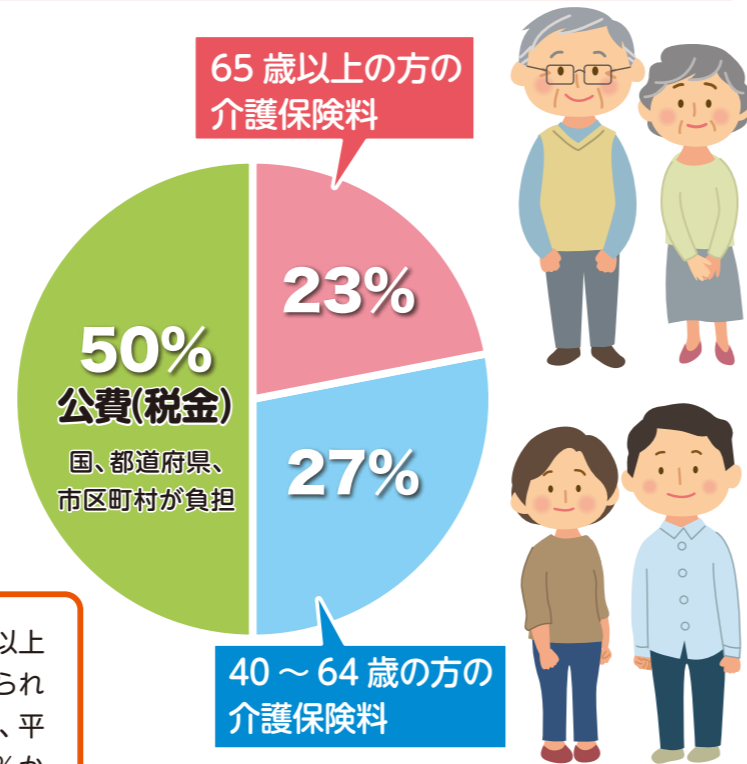


# 社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料は納期内にきちんと納めましょう。

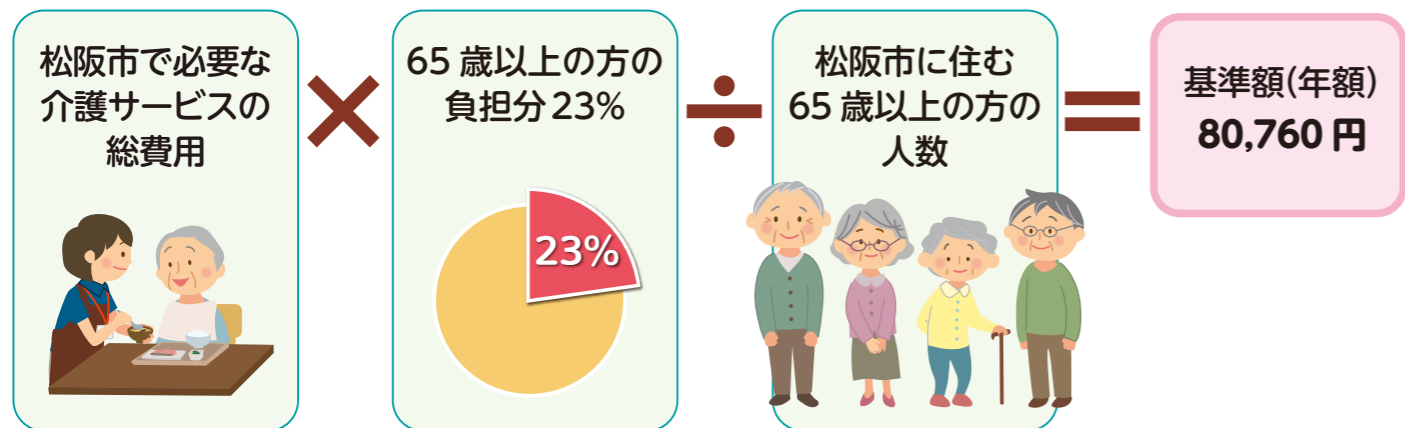


自己負担分を除いた給付費の負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率をもとに決められます。65歳以上の方の人口が増加しているなか、平成30年度から65歳以上の方の負担割合は22%から23%に、40～64歳の方の負担割合は、28%から27%に見直されました。

## 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

### 基準額の決まり方



松阪市の令和4年度保険料基準額 80,760円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得等の状況に応じて、14段階に分かれます。

対象となる方		所得段階	保険料率	年間保険料額
●生活保護を受給されている方 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	本人が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第1段階 基準額×0.25	20,190円
		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	第2段階 基準額×0.40	32,304円
		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	第3段階 基準額×0.55	44,418円
	世帯の中に市民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第4段階 基準額×0.85	68,646円
		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	第5段階 基準額	80,760円
本人が市民税課税	本人の合計所得金額が80万円未満の方	第6段階 基準額×1.25	100,950円	
	本人の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	第7段階 基準額×1.30	104,988円	
	本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	第8段階 基準額×1.45	117,102円	
	本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第9段階 基準額×1.85	149,406円	
	本人の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	第10段階 基準額×1.95	157,482円	
	本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	第11段階 基準額×2.20	177,672円	
	本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	第12段階 基準額×2.40	193,824円	
	本人の合計所得金額が1,000万円以上1,300万円未満の方	第13段階 基準額×2.60	209,976円	
	本人の合計所得金額が1,300万円以上の方	第14段階 基準額×2.80	226,128円	

- ※ 課税年金収入額 市民税のかからない年金収入(障害年金や遺族が受ける恩給や年金)を除いた、老齢・退職年金等です。
- ※ 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の額です。  
・繰越損失がある場合には繰越控除前の金額となり、また、譲渡所得にかかる特別控除額がある場合には、特別控除額を控除した額となります。  
・第1段階から第5段階までの方は、公的年金等に係る雑所得額を控除した額となります。さらに、合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得金額から10万円を控除した額となります。また、第6段階から第14段階までの方で合計所得金額に給与所得または公的年金所得がある場合は、当該所得の合計額から10万円を控除した額となります。なお、合計所得金額がマイナスの場合は、0円として取り扱います。
- ※ 世帯の状況 年度当初の4月1日時点の住民票の世帯構成により判断します。年度の途中での65歳到達や転入の場合は、資格取得日時点で判断します。
- ※ 第1段階から第3段階までは、低所得者の保険料軽減措置後の保険料率及び年間保険料額です。